

専決第5号

令和2年度宍粟市一般会計補正予算（第15号）

令和2年度宍粟市の一般会計補正予算（第15号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の追加は、「第1表 繰越明許費補正」による。

上記は、急を要するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和3年3月31日

宍粟市長 福元晶三

第 1 表 繰 越 明 許 費 補 正

追 加

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
商 工 費	商 工 費	一宮温泉「まほろばの湯」修繕事業	16,665